

第1問

問題文

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

【設問1】

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容】

「Aは、家にあった自己が所有する骨とう品の絵画（以下「本件絵画」という。）を鑑定してもらったところ、鑑定の結果は、300万円相当だったそうです。Aは、Yに対し本件絵画を250万円で買ってほしいと申し出ました。この申出に対し、Yは、本件絵画を買うことは了承するが金をすぐには用意できないなどと述べました。そこで、令和7年2月21日、代金の支払期を同年6月25日として、AとYは本件絵画を250万円で売買する旨を合意し、Aは本件絵画をYに引き渡しました。

その後、Aは、同年4月18日、Yに対する本件絵画の売買代金債権（以下「本件債権」という。）を私（X）に譲渡し、私はその代金としてAに245万円を支払いました。

同年5月半ば頃、私は、Yに対し、Aから本件債権を譲り受けたので同年6月25日の支払期日には本件絵画の代金である250万円を私に支払うよう電話で伝えました。しかし、Yは、本件債権はBに支払わなければならないなどと言って、支払期日を過ぎても支払ってくれません。

以上の次第ですから、Yには遅延損害金の支払までは求めないものの、本件債権の250万円はきっちりと支払ってもらいたいと思います。」

弁護士Pは、【Xの相談内容】を前提に、Xの訴訟代理人として、Yに対し、Xの希望する金員の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起することとした。

以上を前提に、以下の各問い合わせに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが、本件訴訟において、Xの希望を実現するために選択すると考えられる訴訟物を記載しなさい。
- (2) 弁護士Pが、本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）において記載すべき請求の趣旨（民事訴訟法第134条第2項第2号）を記載しなさい。なお、附帯請求及び付隨的申立てについては、考慮する必要はない。
- (3) 弁護士Pが、本件訴状において、請求を理由づける事実（民事訴訟規則第53条第1項）として主張すると考えられる具体的な事実を記載しなさい。なお、いわゆるよって書き（請求原因の最後のまとめとして、訴訟物を明示するとともに、請求の趣旨と請求原因の記載との結びつきを明らかにするもの）は記載しないこと。

【設問2】

弁護士Qは、本件訴状の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「Xが主張する経緯で、私（Y）がAから本件絵画を買って、引渡しを受けたことは間違いない。しかし、本件債権の債権者はXではありません。

ア Xは、令和7年5月半ば頃、250万円を支払うよう電話で私に伝えたなどと言っているようです。そのような電話があったかどうかは覚えていませんが、いずれにせよ、私は、Xを債権者とは認めません。

イ また、Aは、Xが請求するのと同じ売買代金債権を、令和7年4月21日、Bに代金220万円で譲渡したとのことで、私に対しその旨の通知をしてきました。もしXに支払っても、Bから請求されるのではないかと不安なので、Xには支払いません。

ウ さらに、Aによるイの通知は、同日付けの内容証明郵便でなされ、同郵便は、翌22日に私に届きました。この内容証明郵便による通知があったので、私は、同年6月25日に本件絵画の代金をBに支払わなければいけないと思っています。」

弁護士Qは、【Yの相談内容】を前提に、Yの訴訟代理人として、抗弁を主張することとし、これらが記載された本件訴訟における答弁書（以下「本件答弁書」という。）を作成した。

以上を前提に、以下の各問い合わせに答えなさい。

- (1) ①弁護士Qは、【Yの相談内容】ア・イ・ウを踏まえて、Yの訴訟代理人として、本件答弁書において、どのような抗弁を記載するか、ア・イ・ウそれぞれについて記載しなさい（当該抗弁を構成する具体的な事実を記載する必要はない。）。②それらが抗弁となる理由をア・イ・ウそれぞれについて説明しなさい。
- (2) 弁護士Qは、(1)で検討したアの抗弁について、本件答弁書において、以下のとおり、記載した。

Yは、A・X間の債権譲渡につき、〔 〕。

上記〔 〕に入る具体的な事実を記載しなさい。

- (3) 本件答弁書を受けて、Xが下記のように述べているとする。下記の言い分は、①(1)で検討したア・イの抗弁に対する再抗弁となるか、記載しなさい。②ウの内容のうち、同通知が4月22日にYに届いた事実は弁護士Pも争わないとして、弁護士Pは、下記の言い分を(1)で検討したウに対する再抗弁として主張することが適切か否か、記載しなさい。③②の理由を説明しなさい。なお、①と②は結論だけ答えることとする。

記

先日弁護士P先生にご相談した際には失念していたのですが、Aは、私に本件債権を譲渡した旨を、令和7年4月28日付けの内容証明郵便で、Yに通知したはず

です。そして、同内容証明郵便は、令和7年4月29日にYに届いたそうです。したがって、私の請求は認められるはずです。

〔設問3〕

第1回口頭弁論期日において、本件訴状と本件答弁書が陳述され、第1回弁論準備手続期日において、弁護士P及び弁護士Qがそれぞれ作成した準備書面が提出され、弁護士Pは、Aが本件債権をBに譲渡した事実を否認した。そこで、第2回弁論準備手続期日において、弁護士Qは、以下の債権譲渡通知書（以下「本件通知書」という。）を書証として提出し、本件通知書は書証として取り調べられ、弁護士Pは、本件通知書の成立の真正を否認し、「A名下の印影がAの印章によるることは認めるが、Bが盜用した。」と主張した。なお、本件通知書は「A印」以外は全てワープロで作成されたものである。

その後、第2回口頭弁論期日において、A及びBの証人尋問が実施され、Aは【Aの供述内容】のとおり、Bは【Bの供述内容】のとおり、それぞれ供述した（それ以外の者の尋問は実施されていない。）。

債権譲渡通知書

私Aが令和7年2月21日にYに売り渡した絵画の代金250万円の債権を、同年4月21日付け債権譲渡契約により、Bに対して譲渡いたしました。

よって、本書面により、その旨ご通知申し上げます。

令和7年4月21日

●●県和辛市

A A印

○○県△△市

Y 殿

【Aの供述内容】

「私は、Xとは数年前に仕事で知り合いになり、それ以来プライベートでも仲良くしていただいています。

私がBに対し本件債権を譲渡したといわれているようですが、そのような事実はありません。私とXとの間には固い信頼関係があり、Xに譲渡した本件債権をBに譲渡するようなことをするはずがありません。私は、資金繰りにも特に困っていませんので、Xを裏切ってまで本件債権をBに譲渡する動機がありません。

債権譲渡通知書と題された書面を作成した覚えはありませんし、Yに送付したこと也没有。その書面に押されている印影が私の実印によるものであることは認めますが、私が押したのではありません。本件訴訟が提起された後に実印

を確認したところ、なくなっていることに気付きました。今思えば、令和7年4月頃、Bが私の自宅に遊びに来たときに、お酒を買いに行くためにB一人になった時が数分だったので、この時Bが実印を盗んだに違いありません。実印は引き出しに入れていたのですが、一度Bの目の前で実印をその引き出しから出し入れしたことがあったので、Bも私の実印の場所を知っていたはずです。

そもそも、本件通知書には私の住所として●●県和幸市と記載されていますが、正確には●●県和幸（わこう）市です。私が作成したものであればこんなミスをするはずがありません。」

【Bの供述内容】

「Aは、私に本件債権を譲渡したことがないなどと供述していますが、それは嘘です。

確かに、私は令和7年4月頃にAの家に遊びに行っていますが、Aの実印がどこにあるかなど知らないですから、盗みようがありません。探し回るにしたって数分間で見つかる場所に実印を置く人はいません。

Aは、お金にがめついところがあり、自分の得になると思ったら平気で他人を裏切るような人です。伝え聞いたところによると、Aは最近資金繰りがうまくいっていないらしく、AがXを裏切って私に本件債権を二重譲渡したとしても不思議ではありません。

私は、実印を盗むとかそんな犯罪行為をしてまで債権譲渡を受けなければならぬほど経済的に困窮しているわけではなく、本件通知書を偽造する動機がありません。」

以上を前提に、以下の問い合わせに答えよ。

弁護士Pは、本件訴訟の第3回口頭弁論期日までに、準備書面を提出することを予定している。その準備書面において、弁護士Pは、前記【Aの供述内容】及び【Bの供述内容】と同内容のA及びBの証人尋問における供述並びに本件通知書に基づいて、Aが本件債権をBに譲渡した事実が認められないことにつき、主張を展開したいと考えている。

- (1) 弁護士Pが行うべき立証活動はどのようなものか。いわゆる二段の推定に触れつつ説明せよ。
- (2) 弁護士Pにおいて、上記準備書面に記載すべき内容を、答案用紙1頁程度の分量で記載しなさい。

解説

第1 設問1について

1 小問(1)について

本問において、訴訟物の書き方で気を付けてほしい点は、以下のとおりである。

原告から被告に対する請求権であることは当然のことであるから、訴訟物の特定に当たっては、通常、主体を記載する必要がない。しかし、Xが主張する請求権の実体法上の性質は、A Y間の売買契約に基づく代金支払請求権である。このように、債権譲渡の場合は、原告・被告間で発生した権利が訴訟物となるわけではないから、主体を記載する必要がある。したがって、本問では、「A Y間の」という記載も必要となる。

2 小問(2)について

請求の趣旨とは、裁判所に求める判断内容のことであり、原告が勝訴した場合にされる判決の主文に対応するものである。給付訴訟の場合であれば、強制執行によりされるべき被告の義務を判決主文により明らかにするから、請求の趣旨は、当事者と給付の内容が簡潔かつ正確に記載される必要がある。具体的な書き方は答案例記載のとおりであるが、ここで気を付けてほしい点は3つである。

(1) 法的根拠を書かないこと

請求の趣旨で「売買契約に基づく」などと法的根拠は書かない。請求の趣旨の段階では法的色彩を持たないいわば無色の請求であるのが原則である。単に「被告は、原告に対し、〇〇円を支払え。」とすればよい。

(2) 附帯請求の書き方

本問では問題となるものの、利息や遅延損害金などの附帯請求については、訴訟物が違うからといって別項で書くのではなく、「〇円及びこれに対する〇日から支払済みまで年〇分の割合による」と続けて書いてよい。ここでの年〇分は約定利率があればそれによるが、なければ民法上の請求であれば年3パーセント（民404Ⅱ）である。

(3) 金額の前に「金」と付すか（金〇円と記載するか）

どちらでもよい。付さないとして統一した方が楽であろう。

3 小問(3)について

本問のような債権譲渡の事案の場合の要件事実は、まず①債権の発生原因事実と②債権の取得原因事実という大きな枠組みを意識することで頭が整理される。この枠組みの中に細かい事実を入れていけばよい。本問は単純な売買契約に基づく代金支払請求権が訴訟物となっているので考えやすいものの、より複雑な契約関係に基づく訴訟物が出題されたときは、焦らず上記の枠組みを意識してほしい。

第2 設問2について

1 小問(1)ア①・②について

債権譲渡は、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者が承諾をしなければ債務者に对抗できない（民467Ⅰ）。したがって、Yは、Aからの通知がないことを理由にXからの請求を拒むことができる。これを債務者对抗要件の抗弁という。債務者对抗要件

の抗弁は、通知又は承諾があるまでは譲受人による権利行使を阻止する主張であるから、阻止の抗弁として機能する（最判昭56.10.13）。

また、債務者に対する通知は、譲渡人によりなされる必要がある（民467Ⅰ）。したがって、譲受人であるXが250万円を支払うようYに電話で伝えたという事実により、債務者対抗要件を具備したことにはならない。Yが「そのような電話があつたかどうかは覚えていませんが」と話しているのも、いずれにせよ譲渡人Aによる通知はないことを前提としている。

2 小問(1)イ①・②について

譲受人は、確定日付のある証書による通知が譲渡人から債務者になされない限り、第三者に対して、自己が優先することを主張できない（民467Ⅱ）。ここで、Xが第二譲受人Bに主張できないという効果を、債務者であるYが主張できるのかという問題がある。しかし、譲受人が第三者対抗要件を具備すると、当該譲受人が唯一の債権者となり、その効果は債務者にも及ぶ。つまり、原告に優先する債権譲受人が存在する場合は、原告が当該譲受人に債権譲渡を対抗できないのみならず、債務者にとっても当該譲受人が唯一の債権者となる。結果、債務者は、原告に対する債権譲渡を否定することができるから、債務者は、民法467条2項による第三者対抗要件の抗弁を主張できるとするのが通説である。

第三者対抗要件の抗弁も、譲受人による権利行使を阻止する主張であるから、阻止の抗弁として機能する。

3 小問(1)ウ①・②について

第三者が対抗要件を具備したことによって、確定的に債権の帰属が決定したためにほかの譲受人が債権を喪失したという抗弁である。これは、請求原因において基礎づけられたXに移転した債権を喪失させ、請求原因に基づく法律効果の発生を消滅させるものであるから、消滅の抗弁として機能する。

4 小問(2)について

債務者対抗要件に関する主張立証責任の所在については、事実抗弁説、第三者抗弁説、権利抗弁説の対立がある。この対立は、不動産の二重譲渡と同じ対立である。

事実抗弁説は、第三者であることに加え、債権譲渡を主張する譲受人が対抗要件を具備していないことの主張・立証が必要であるとする考え方である。しかし、対抗要件を具備していないという消極的事実の主張・立証を債務者に要求することになり、当事者間の公平の見地から妥当ではない。

第三者抗弁説は、第三者であることのみ主張・立証すれば足りるという考え方である。しかし、債務者が対抗要件の抗弁を主張する意思がないときでも主張したことになってしまう点で妥当ではない。

そこで、権利抗弁説が通説である。権利抗弁説は、第三者であることを主張・立証するのに加え、対抗要件の有無を争うという権利主張が必要であるとする考え方である。本問だと、Yが第三者に当たることは、請求原因事実のうち、譲受債権の取得原因事実で既に現れている。そのため、抗弁としては、対抗要件の有無を争うという権利主張だけで足りる。

5 小問(3)①について

再抗弁とは、抗弁と両立し、抗弁から発生する効果を障害、消滅、阻止し、請求原因の法律効果を復活させる事実のことを行う。

アの債務者対抗要件の抗弁に対し、AからXに債権を譲渡した旨をYに通知しているとすると、債務者対抗要件の抗弁主張により生ずる権利行使の阻止という効果を消滅させ、譲受債権の請求という法律効果を復活させることになる。また、「債務者対抗要件を具備するまでXを権利者と認めない」との権利主張に対し、「対抗要件を具備した」との反論は、権利主張と両立せず否認だと思うかもしれない。しかし、権利主張はそれ自体が要件となるものであり、「具備するまで認めない」という主張と「具備している」との主張は両立することになる。したがって、Xの言い分は、再抗弁となる。

イの第三者対抗要件の抗弁に対し、AからXに債権を譲渡した旨をYに確定日付のある証書により通知していたとすると、第三者対抗要件の抗弁主張により生ずる権利行使の阻止という効果の発生を障害し、譲受債権の請求という法律効果を復活させることになる。したがって、Xの言い分は、再抗弁となる。

なお、ア・イのいずれも、結論だけ答え、理由については記載しないことが大切である。理由をいかに丁寧に書いても一切点数はない。他の科目にも共通するが、特に実務科目においては、こういった形式面でミスをしないよう注意する必要がある。

6 小問(3)(2)・(3)について

債権が二重に譲渡され、いずれの譲受人も確定日付のある証書による通知を得ている場合、譲受人相互間の優劣は、通知が債務者に先に到達したか否かで決するのが判例である（最判昭49.3.7）。

本問では、AからBに対する債権譲渡の通知は、令和7年4月22日にYに届いたとのことである。そして、仮にXの言い分どおり、AからXに対する債権譲渡の通知が同月29日に届いていたとしても、先に通知が到達したBが優先することになる。また、債権喪失の抗弁における時的因子として、AからBに対する債権譲渡の通知がYに到達した日を記載するのが通例であり、Xに対する譲渡の通知よりも先立つことが時的因子として現れている。

したがって、弁護士Pは、Xの言い分を再抗弁として主張することは適切ではない。

第3 設問3について

1 小問(1)について

弁護士Pが行うべき立証活動を考えるに当たっては、まず本問における争点を考えなければならない。本問では本件通知書という文書が存在し、これにAの印章による押印がある。この文書は、そこに記載されたとおりの債権譲渡が存在しなければ作成することは考え難いといえる文書であるから、類型的信用文書ということになる。

類型的信用文書が存在する場合、その成立の真正に争いがないかが判断のポイントである。

類型的信用文書の成立の真正を争わなければ、特段の事情がない限り、その文書に記載された事実があったと認定されてしまうから、債権譲渡の存在を争うPとしては、本件通知書の成立の真正を争うことを考えるべきである。

また、本問では、本件通知書の印影はAの実印によるものであるとのことである。実印の場合、それ以外の印章と比して慎重に保管されていることから、一般に推定力が強いとされる。

(1) A印部分について

本件通知書にはAの印章が押されており、弁護士PもAもそのこと自体は認めている。この事実はPの争い方にどのような影響を与えるか。これを考える上で二段の推定が重要となる。

二段の推定とは、以下のような推定過程をいう。我が国では、自己の印章は厳重に保管されているから他人が使うことは通常ないという経験則がある。すると、文書に、本人の印章（本人が所有し自己を表すものとして使用している印章）によって顕出された印影があるときは、その印影の顕出は本人自身がしたか、その意思決定の下にされたものと事実上推定される（一段目の推定）。そして、一段目の推定によって、「本人の意思に基づく押印があるとき」という民事訴訟法228条4項の適用のための要件を満たすことになるため、文書全体について、同項の推定が働くことになる（二段目の推定）。

この二段の推定の内容を踏まえ、文書の成立の真正に関する争い方は、一般に次の3つに分類できる。

- ① 二段の推定の根拠は、上述のように「本人の印章によって顕出された印影があるとき」を前提としている。とすれば、印影が本人の印章に基づくものでない場合は、二段の推定は働くことになる。この場合、弁護士としては、印影が本人の印章ではなく他人の印章によるものであることの立証活動を行う。
- ② 一段目の推定を破る反証活動として、印章の紛失、盗難、盗用、冒用、押印の困難・不自然等が考えられる。
- ③ 二段目の推定を破る反証活動として、白紙の悪用、文書作成後の改ざん等が考えられる。

本問では、Aの印章による押印があること自体は争いがないから、二段の推定は働くことになる。しかし、弁護士Pは、BがAの印章を盗用したと主張している。

したがって、弁護士Pとしては一段目の推定を破るための反証活動をすべきこととなる。

(2) 「A」部分について（A記名部分について）

本人の「署名」があった場合も、民事訴訟法228条4項により本件通知書は真正に成立したものと推定される。しかし、A記名部分は、全てワープロで作成されたものであり、「署名」には当たらない。

2 小問(2)について

本問は民事実務基礎で頻出の準備書面問題である。具体的な事実のあてはめは解答例のとおりであるから、準備書面問題の一般的な解答方針を説明する。

準備書面問題は多くの場合が、ある事実の存否に関して、間接事実を主張するものである。大きな枠組みとしては、①自分に有利な事実の力説、②相手方主張の不利な事実への反論というように振り分ける。①のみを大展開する答案は評価されない。準備書面問題は配点も高いと考えられ、事実は幅広く摘示する必要がある。

具体的な書き方であるが、大まかな考え方としては、

1 表題（有利な間接事実を簡潔に指摘）

どのような事実か、なぜそれを認定できるかを説明

経験則の提示

事実に経験則を適用した結果どのようなことがいえるか

2 表題

以下同じ

というように考えていく。ただし、分量との関係で、ここまで明確な三段論法までは不要な場合も多いから、あくまで大体の考え方としてとらえてほしい。予備試験においては、間接事実に関する表題の記載も必須ではない。紙面が足りなくなるようであれば、表題を記載せず、いきなり内容の検討に入っても問題ない。

模範答案

- 1 第1 設問1
- 1 小問(1)
A Y間の売買契約に基づく代金支払請求権
- 2 小問(2)
被告は、原告に対し、250万円を支払え。
- 3 小問(3)
① Aは、Yに対し、令和7年2月21日、本件絵画を代金250万円で売った。
② Aは、Xに対し、令和7年4月18日、①の売買代金債権を代金245万円で売った。
- 第2 設問2
- 1 小問(1)①
ア 債務者対抗要件の抗弁、イ 第三者対抗要件の抗弁、ウ 第三者対抗要件具備による債権喪失の抗弁
- 2 小問(1)②
アに關し、債権譲渡は、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者が承諾をしなければ債務者に対抗できない（民法467条1項）。本問では、譲渡人Aから債務者Yに対して通知がされた事情は見受けられない。したがって、アの内容は、請求原因事実と両立し、請求原因が存在することによる権利の行使を阻止する主張であるから、抗弁に当たる。
イに關し、譲受人は、確定日付のある証書による通知が譲渡人から債務者になされない限り、第三者に対して、自己が優先することを主張で

- 2 きない（民法467条2項）。そして、譲受人が第三者対抗要件を具備すると、当該譲受人が唯一の債権者となり、その効果は債務者にも及ぶ。したがって、債務者も、第三者対抗要件の抗弁を主張できる。そして、イの内容は、請求原因事実と両立し、請求原因が存在することによる権利の行使を阻止する主張であるから、抗弁に当たる。
ウに關し、第三者が対抗要件を具備すると、確定的に債権の帰属が決定し、ほかの譲受人は債権を喪失することになる。したがって、ウの内容は、請求原因事実と両立し、請求原因が存在することによる権利を消滅させる主張であるから、抗弁に当たる。
- 3 小問(2)
AがYに通知し又はYが承諾するまで、Xを債務者と認めない。
- 4 小問(3)①
いずれも再抗弁となる。
- 5 小問(3)②
適切ではない。
- 6 小問(3)③
債権が二重に譲渡され、いずれの譲受人も確定日付のある証書による通知を得ている場合、譲受人相互間の優劣は、通知が債務者に先に到達したか否かで決せられる。本問では、AからXに対する通知よりもBに対する通知が先にYに到達したことが債権喪失の抗弁に現れてしまう。そうすると、仮にXの言い分が認められるとしても、Bが優先することに変わりないこととなる。したがって、弁護士Pは、Xの言い分を再抗

- 3 弁として主張することは適切ではない。

第3 設問3

1 小問(1)

本問では、本件通知書という類型的信用文書が存在するため、その成立の真正が認められれば特段の事情なき限り債権譲渡の事実の存在が認められる。

本件通知書にはAの印章による印影がある。印章は厳重に保管されているため理由もなく他人に使用させることはないと経験則があるから、本人の印章による印影があれば、それは本人の意思に基づいて押印されたものと推定（一段目の推定）され、民訴法228条4項によって文書全体の成立の真正が推定されることとなる（二段目の推定）。

一方で、弁護士Pは、印影がAの印章によることは認めるものの、Bが盗用したと主張している。

そこで、弁護士Pは、二段の推定が働くことを前提に、一段目の推定に対する反証活動をすることが必要である。

2 小問(2)

(1) 本件通知書のA印はBが押印したこと

令和7年4月頃、BがAの自宅に遊びに来たのはBも認めるところである。その際、Aが酒を買いに行きB一人になった時間が数分あった。Bは、Aが実印を保管場所から出し入れする場面を見たことがあり、Aの実印の保管場所を知っていたことから、Bが一人になった時間にAの実印を盗むことは十分可能であった。また、Aの実印は現在

- 4

なくなっている。実印は厳重に保管されることから、保管場所を知っているB以外の者がAの実印を盗んだとは考えにくい。本件通知書の日付が同月21日であり、BがAの自宅に来た日付と近接していることからも、BがAの実印を盗んで本件通知書に押印したといえる。

(2) 本件通知書記載のAの住所が誤っていること

本件通知書には、Aの住所として和辛市と記載されているが、実際のAの住所は和幸市である。仮にAが本件通知書を作成したのであれば、自らの住所を間違えるはずがない。また、本件通知書はワープロで作成されているところ、「わこう」を変換しても和辛市とはならないのであるから、Aが本件通知書を作成したとは考え難い。

(3) Aが債権をBに譲渡する動機がないこと

Bは、Aが資金繰りに困っており、債権を二重譲渡する動機があるなどと供述しているが、これは誤りである。Aは資金繰りに困っておらず、二重譲渡する動機はない。

そもそも、Bはこの話を誰から伝え聞いたにすぎず供述の信用性を裏付ける事情はない。また、AとXとの間には固い信頼関係があり、二重譲渡というXを裏切るような行為をするはずがない。

(4) 結論

以上より、本件通知書は真正に成立したものではなく、実質的証拠力を否定する特段の事情も存在するため、Aが本件債権をBに譲渡した事実は認められない。

以上